

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の九第一項（これらの規定を同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第三号中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第九条の四第一項中「第三十二号」を「第三十三号」に、「第三十三号」を「第三十四号」に改め、第三十三号を第三十四号とし、第二十七号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 一・四―ジオキサソ 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

第九条の四第三項中「第一項第三十三号」を「第一項第三十四号」に改める。

第九条の九第一号及び第三号中「に掲げる物質」を「若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に

掲げる物質にあつては、シス―一・二―ジクロロエチレンに限る。〕に改める。

第九条の十第二号及び第三号並びに第十二条第二項中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

## 理由

公共用水域に排出される水に対する一・四―ジオキサンに係る排水規制の実施に伴い、特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水の水質規制の対象に一・四―ジオキサンを追加する等の必要があるからである。